

飼い主のいない猫の不妊手術費補助金制度

伊豆の国市では飼い主のいない猫の繁殖を防止することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、飼い主のいない猫への不妊手術に対して補助金を交付しています。

令和4年4月より下記のとおり制度が変わりました。

近年、1箇所あたりの飼い主のいない猫の生息数が増加しており現行の制度では、対応が難しい状況にあることや、申請方法等についてより利用しやすい制度とするため手続きの簡素化を図ることを目的として、令和4年度より補助金を改正いたしました。

◆主な改正点

- ① 手術実施前の申請から手術実施後の申請
- ② 頭数制限を廃止
- ③ 申請者の範囲が拡大
- ④ 生息場所を示す案内図を条件付きで廃止

	改正前	改正後
申請書の提出期限	不妊手術を受けようとする日の3日前の日まで（事前申請）	不妊手術を受けさせた日から起算して30日を経過した日又は不妊手術日を受けさせた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日まで（事後申請）
頭数制限	年度にて、1世帯当たり5匹まで	頭数制限なし
申請者の範囲	不妊手術前から飼養をしていた者を対象とする。	改正前に加え、不妊手術後に飼養を始めた者も対象とする。
添付書類	生息場所を示す案内図の添付をする。	生息場所を文章で記載することを可能とする。

申請内容

- (1) **補助の対象者** 次の①と②の両方に該当する人
 - ① 伊豆の国市に住所を有する人(住民登録されている人)
 - ② 市内に生息する飼い主のいない猫を飼養している人
- (2) **補助額** (上限) オス 3,000円 メス 5,000円
- (3) **予算の範囲内で実施する事業であるため申請は先着順とし、予算がなくなり次第補助金の受付を終了いたします。予算残額をご確認のうえ申請をお願いいたします。**

申請手続きの流れについて

① 不妊手術の実施

- 手術前に市内に生息をしている飼い主のいない猫であることをよくご確認ください。
- 手術後、申請をするまでに飼養を開始することが条件です。



② 交付の申請及び実績報告

- 下記書類をそろえて、**提出期限内に申請及び実績報告をお願いします。**

	書 類	確認・注意事項
ア	交付申請書兼実績報告書 (第 1 号様式)	HP からダウンロードするか窓口で入手してください。 (交付申請書兼実績報告書記入例を参照してください。)
イ	不妊手術の費用が記載された領収書の写し	申請者と同じ名前、領収日、「猫の避妊又は去勢手術代」、手術頭数の内訳が記載されているもの(レシートは不可)
ウ	不妊手術を受けた飼い主のいない猫の写真 (不妊手術後に撮影したものに限り)	耳カットをしたことがわかるもの(顔、身体全体) (カラー写真で、鮮明なものに限る)
エ	債権者登録申立書	市に振込先の口座を登録していない場合、必要になります。 登録しているかわからない場合は、ご相談ください。



③ 請求書の提出

- 審査の結果、申請内容が適正と判断されると、交付決定兼確定通知書と請求書を郵送します。
- 交付決定兼確定通知書を受領後、受領日から 14 日以内に請求書(様式 2 号)を提出してください。
- 請求書の記入例を参考に作成をしてください。

申請・問い合わせ先

伊豆の国市役所 環境企画課

〒410-2396 伊豆の国市田京299-6 (電話) 0558-76-8002